

農林水産省電子入札システム運用基準
(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

令和2年6月

大臣官房予算課

目 次

1 紙入札承諾の基準

- (1) 当初から紙での参加を認める基準
- (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準及び手順
- (3) 電子入札システムの障害により紙入札を行う場合

2 利用者登録

- (1) 発注者
- (2) 入札参加者
- (3) 入札参加者の利用者登録内容の承認

3 案件登録

- (1) 各受付期間の設定
- (2) 公示／公告日以降の案件の修正手順
- (3) 通常指名、工事希望型案件の登録手順

4 技術資料

- (1) アプリケーション及びバージョンの指定
- (2) 圧縮方法の指定
- (3) 郵送・持参を認める基準
- (4) 郵送または持参の方法・時間設定
- (5) ウイルス感染ファイルの取扱い

5 工事費内訳書

- (1) アプリケーション及びバージョンの指定
- (2) 圧縮方法の指定
- (3) 郵送または持参による提出
- (4) ウイルス感染ファイルの取扱い

6 開札

- (1) 再入札受付時間の設定基準
- (2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡基準
- (3) くじになった場合の取扱い
- (4) 入札参加者側の障害により入札書受付締切時刻・開札時刻を変更(延長)する場合の基準
- (5) 入札書未着信かつ連絡の無い入札参加者の取扱い
- (6) 不落随契へ移行する場合の意思確認連絡方法

7 ICカードの不正使用等の取扱い

8 その他

1 紙入札承諾の基準

(1) 当初から紙での参加を認める基準

発注者は、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）において、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から電子入札によらない従来の入札方式（以下「紙入札」という。）による入札の申し出があった場合は、次のいずれかに該当する場合に限り、紙入札による参加を認めることとする。この場合、「紙入札による申出書」（別紙様式）を提出を求め、承諾することとする。

① WTO対象案件において、紙入札を希望する場合。

② 入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合。

（やむを得ない事由の例示）

- ・ 電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用不可能となり、再申請（準備）中の場合。
- ・ 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合。

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準及び手順

ア 電子入札の手続きの開始後は、紙入札への変更は原則として認めないものとする。ただし、電子入札システム障害により締切に間に合わない場合や、ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用不可能となった場合等、入札参加者側にやむを得ない事情があり、かつ、全体の入札手続きに影響がないと認められる場合には、当面、「紙入札参加業者」として変更登録する措置をとり、紙入札による参加を認めることとする。この場合、変更を申し出た者から「紙入札による申出書」（別紙様式）により変更申請の提出を求め、承諾することとする。

イ 落札者がいなかった場合における随意契約（以下「不落随契」という。）に移行した場合には、発注者の判断により紙入札に移行できるものとする。

(3) 電子入札システムの障害により紙入札を行う場合

電子入札システムの障害により電子による入札手続きが不可能となった場合は、発注者から入札参加者に対して紙入札に変更する旨の連絡を電話等により行うこととし、以降の入札手続きは紙入札方式で行うものとする。

2 利用者登録

(1) 発注者

ア 発注者は、農林水産省電子署名規則等に基づきＩＣカードの発行申請を行う。

イ 発注者は、発行されたＩＣカードを電子入札システムで利用するため、利用者登録を行う。利用者登録を行うにあたっては、ＩＣカードの使用

者の情報を入力するとともに、操作権限の設定を行う。

ウ 発注者の操作権限は以下のとおりである。

- ① 入札執行官権限（立会官以外の全ての権限）
- ② 立会官権限（入札執行以外の全ての権限）
- ③ 操作担当権限（案件登録等、入札準備に関する権限）

(2) 入札参加者

ア 入札参加者は、一般競争（指名競争）入札参加資格申請によって資格認定の申請を行い、これに基づく資格確認通知書により承認された競争参加有資格者名でＩＣカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行うものとする。

イ 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体（以下「ＪＶ」という。）は、一般競争（指名競争）入札参加資格申請によって資格認定の申請を行い、これに基づく資格確認通知書により承認された競争参加有資格者である代表者名でＩＣカードを取得し、利用者登録を行うものとする。ＪＶは、代表者が単体で利用者登録を行ったＩＣカードをＪＶのカードとして使用することはできない。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）については、手続上、ＩＣカードの取得及び利用者登録が遅延する場合が想定されることから、特定ＪＶの代表者が単体で取得しているＩＣカードを特定ＪＶのＩＣカードとして利用できるものとする（ただし、同時期に代表者単体の受注に使用していない場合に限る。）。

ウ 利用者登録に当たっては、資格確認通知書に記載されている業者番号（登録番号）を入力する。電子入札システムでは、入力された業者番号（登録番号）をもとに、競争参加有資格者名簿情報及び挿入されたＩＣカードの情報を自動的に照合チェックする。

エ ＪＶの利用者登録の確認にあたっては、競争参加有資格者名簿に記載されているＪＶの名称、業者番号（登録番号）の他、代表者についての必要事項（名称、代表者）の確認を要する。

オ 全ての情報に整合が取れた場合には、自動的に利用者登録の確認情報が送信される。

カ 情報に不整合があった場合には、再度、企業情報をはじめ全ての必要な情報を入力し、利用者登録の確認情報を送信しなければならない。

(3) 入札参加者の利用者登録内容の承認

ア 入札参加者が行った利用者登録により送信された利用者の情報について、競争参加有資格者かどうかの確認を行い、審査結果を入札参加者に通知する。

なお、審査で承認された場合には、入札参加者に自動的に「受注者番号」が通知される。この受注者番号は、システム上付番されるものであり、参考として通知されるものである。

イ 競争参加有資格者の確認にあたっては、特に、入札参加者が使用する I C カードの名義が競争参加有資格者名簿に登録された役職名／氏名と同一であるか確認する。

ウ I C カードの名義が競争参加有資格者と同一であると判断できない場合には、入札参加者にその旨を通知する。

なお、この場合、入札参加希望者は以下の方法をとる必要があり、このいずれかの手続きを行わなければ電子入札に参加できないものとする。

① 競争参加有資格者の名義により、I C カードを新たに取得する。

② 一般競争（指名競争）参加資格申請の変更手続きを行う。

3 案件登録

(1) 各受付期間の設定

ア 電子入札による入札書受付開始から受付締切までの期間は、入札書の締切日時前の 3 営業日を標準とする。

イ 入札書の受付は、入札の公告等に示した入札書提出締切日時の直前まで受け付けられるものとする。（ただし、余裕をもって応札するように指導する。）

ウ 工事費内訳書開封予定日時は従来の紙入札方式と同様とし、印刷出力する場合には工事費内訳書は開札時刻までは適正な管理を行うものとする。

ただし、全ての入札参加者が電子入札システムにより参加する場合には、入札書提出締切後であれば、開札時刻前に工事費内訳書のチェックを行うことができるものとする。

(2) 公示／公告日以降の案件の修正手順

案件登録情報のうち、所在地、品目分類、入札方式、工種区分、落札方式、評価項目名称、工事コンサル区分、工事費内訳書提出の有無については、電子入札システム上で項目（内容）の変更が行えないため、当該項目に錯誤が認められた場合は、以下の手順により、速やかに案件の再登録を行う。

① 錯誤案件に対して技術資料等の提出が、これ以上行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：05）

② 錯誤案件であることが入札参加者に分かるよう、件名に続きその旨を追記し、変更登録する。

（例：「本案件は、登録錯誤に付き取り消し、同一案件名称により再登録」）

③ 新規案件として改めて登録する。

④ 既に技術資料を提出している入札参加者に連絡を行い、改めて、新規に登録した案件に対して技術資料を送信するよう連絡する。

(3) 通常指名、工事希望型案件の登録手順

発注者は、通常指名入札方式、工事希望型入札方式の案件を電子入札システムに登録する場合には、登録する前に入札方法（電子入札又は紙入札）の確認を行うものとする。

4 技術資料

(1) アプリケーション及びバージョンの指定

技術資料の作成に使用するアプリケーション及び保存するファイルの形式については、以下のいずれかを指定するものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう技術資料提出者に明示するものとする。

- ① 一太郎（Ver. 2 0 1 0 形式以下での保存）
- ② Microsoft Word（Word 2 0 1 0 形式以下での保存）
- ③ Microsoft Excel（Excel 2 0 1 0 形式以下での保存）
- ④ その他のアプリケーション
（PDF形式、JPEG形式、GIF形式、RTF形式での保存）

(2) 圧縮方法の指定

ファイルの圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。
（自己解凍方式は、発注者側で表示されない恐れがあるので指定しない。）

(3) 郵送・持参を認める基準

- ア 提出資料の総容量が、10MBを超える場合には、原則として郵送又は持参による提出を求める（競争参加資格確認申請書の提出、技術提案書の提出等、各々で容量が異なるので、入札説明書等によるものとする。）。
- イ 発注者は、案件の特性に応じて、あらかじめ、全ての入札参加者に郵送又は持参によることを求めることができるものとする。

(4) 郵送又は持参の方法・時間設定

- ア 郵送の場合は、郵便書留又は宅配便などの配達記録が残るものを使用させるものとする。
 - イ 郵送の場合の締切は、紙入札方式の締切日時と同一とする。
 - ウ 持参の場合の締切は、紙入札方式の締切日時と同一とする。
 - エ 郵送又は持参の場合は、必要書類一式を郵送又は持参させるものとするが、その場合でも、必ず電子入札システムにおいて、資料を郵送又は持参する旨の表示等を記載したファイルを送信させるものとする。
 - オ 発注者は、郵送又は持参された資料を確認後、電子で受付票の発行を行う。
- ※ 郵送又は持参に係る入札参加者への周知は、入札説明書等による。

(5) ウイルス感染ファイルの取扱い

- ア 提出資料のウイルス感染が判明した場合は、速やかにファイルをローカルディスク上から削除するとともに、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再度電子での提出が可能（入札参加者において、完全なウイルス駆除が可能）な場合には、再度提出許可を行う。
- イ また、郵送又は持参により再提出を求める場合は、郵送又は持参された資料を確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行う。

5 工事費内訳書

(1) アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーション及び保存するファイルの形式については、以下のいずれかを指定するものとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう工事費内訳書提出者に明示するものとする。

- ① 一太郎 (Ver. 2010形式以下での保存)
- ② Microsoft Word (Word 2010形式以下での保存)
- ③ Microsoft Excel (Excel 2010形式以下での保存)
- ④ その他のアプリケーション
(PDF形式、JPEG形式、GIF形式、RTF形式での保存)

(2) 圧縮方法の指定

圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。（自己解凍方式は、発注者側で表示されない恐れがあるので指定しない。）

(3) 郵送又は持参による提出

郵送または持参を認める基準等については、4－(3)及び(4)に準じて取り扱うこととする。

(4) ウイルス感染ファイルの取扱い

- ア 送信された工事費内訳書のウイルス感染が判明した場合は、速やかにファイルをローカルディスク上から削除するとともに、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再度電子での提出が可能（入札参加者において、完全なウイルス駆除が可能）な場合には、再度提出許可を行う。
- イ 電子での再提出が不可能である場合は、FAX又は持参による提出を求めることとする。

6 開札

(1) 再入札受付時間の設定基準

再入札を行う場合は、入札書の提出時刻は再入札決定通知から30分後を目安とする。

(2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡基準

開札予定時刻から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行までは、20分以内を目安とする。目安を超過する場合は、入札参加者に状況を連絡するものとする。

(3) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

(4) 入札参加者側の障害により入札書受付締切時刻・開札時刻を変更(延長)する場合の基準

ア 発注者は、入札参加者側の障害により入札書が送信できない旨の申告があった場合は、障害の内容及びすぐに復旧できるか否かの確認を行う。

確認の結果、すぐに復旧できない場合は、以下の障害により複数者が参加できない場合にのみ、入札書受付締切時刻、開札予定時刻の変更(延長)を行うこととする。

なお、受付締切時刻等の変更(延長)は、入札参加者の意向も確認し適切に実施するものとする。

① 天災

② 広域・地域的停電

③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④ その他、発注者内協議の結果、時刻の延長が妥当であると認められた場合

※ ICカードの紛失、破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害である場合は、延長を行わない。

※ 天災等により、1社のみが参加できない場合については、当該事情を考慮し、個々に判断する。

イ 変更後の開札予定時刻が直ちに決定できない場合は、日時変更通知書には仮の日時を入力し、入力欄には、正式に決定された場合は、電話で連絡する旨及び再度変更通知書が送信される旨の記載を行う。

(5) 入札書未着信かつ連絡の無い入札参加者の取扱い

入札締切時刻になっても、入札書が未着信で、かつ、入札参加者から発注者に何の連絡もない場合は、無効とする。

(6) 不落随契へ移行する場合の意思確認連絡方法

不落随契を行う場合は、電子入札システムを利用している入札参加者には、電話で不落随契の手続きをとる旨連絡するものとする。なお、その場合においても、契約者の決定の連絡については、電子入札システムで行うものとする。

7 I Cカードの不正使用等の取扱い

発注者は、入札参加者がI Cカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。

また、落札後に不正使用が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

さらに、契約締結後に不正使用が判明した場合には、工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

〈不正に使用等した場合の例示〉

- ① 他人のI Cカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のI Cカードを使用して入札に参加した場合。

8 その他

入札参加者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書又は受付票を送信者あてに発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

なお、書類の送信日時等によって通知書及び受付票の発行が、提出期限を過ぎる場合がある。

附則

この運用基準は、令和2年6月1日から施行する。

別紙様式

紙入札による申出書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

電子入札対象案件における紙入札方式での参加について

大臣官房参事官（経理）発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

3. 担当者の連絡先

氏 名

部 署

電 話 番 号

F A X 番 号